

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働安全衛生 | 労働安全衛生法 | 安全衛生教育訓練の実施 2

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

### 労働安全衛生法 安全衛生教育訓練の実施 2

安衛法は、事業者が労働者に対し、一定の安全衛生教育を実施するよう義務付けています。

#### 事業者が義務付けられている安全衛生教育の種類

##### 内容（則第35条）

雇い入れ時教育  
（法第59条第1項）

作業内容変更時教育  
（法第59条第2項）

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関する事。
- ②安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及び、これらの取扱方法に関する事。
- ③作業手順に関する事。
- ④作業開始時の点検に関する事。
- ⑤その業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関する事。
- ⑥整理・整頓および清潔の保持に関する事。
- ⑦事故時等における緊急措置及び退避に関する事。
- ⑧上記に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者は、①～④を省略することが出来ます。

##### 内容（則第36条・第37条・第39条、じん肺法第6条）

特別教育は、学科と実技の教育に区分され、教育項目は

特別教育  
（法第59条第3項）

- ①危険有害業務 45 業務（則第36条）。
- ②特別教育省略規定（上級の有資格者等）則第37条。
- ③教育内容、時間は業務の種類ごとに厚労大臣が告示。
- ④常時粉じん作業に従事する労働者へじん肺予防と健康管理の教育（じん肺法第6条）

対象者は直接現場で

職長等教育  
（法第60条）

能力向上教育  
（法第59条）

安全衛生水準向上教育  
（法第59条）

▶ キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.